

○ 不服審査型

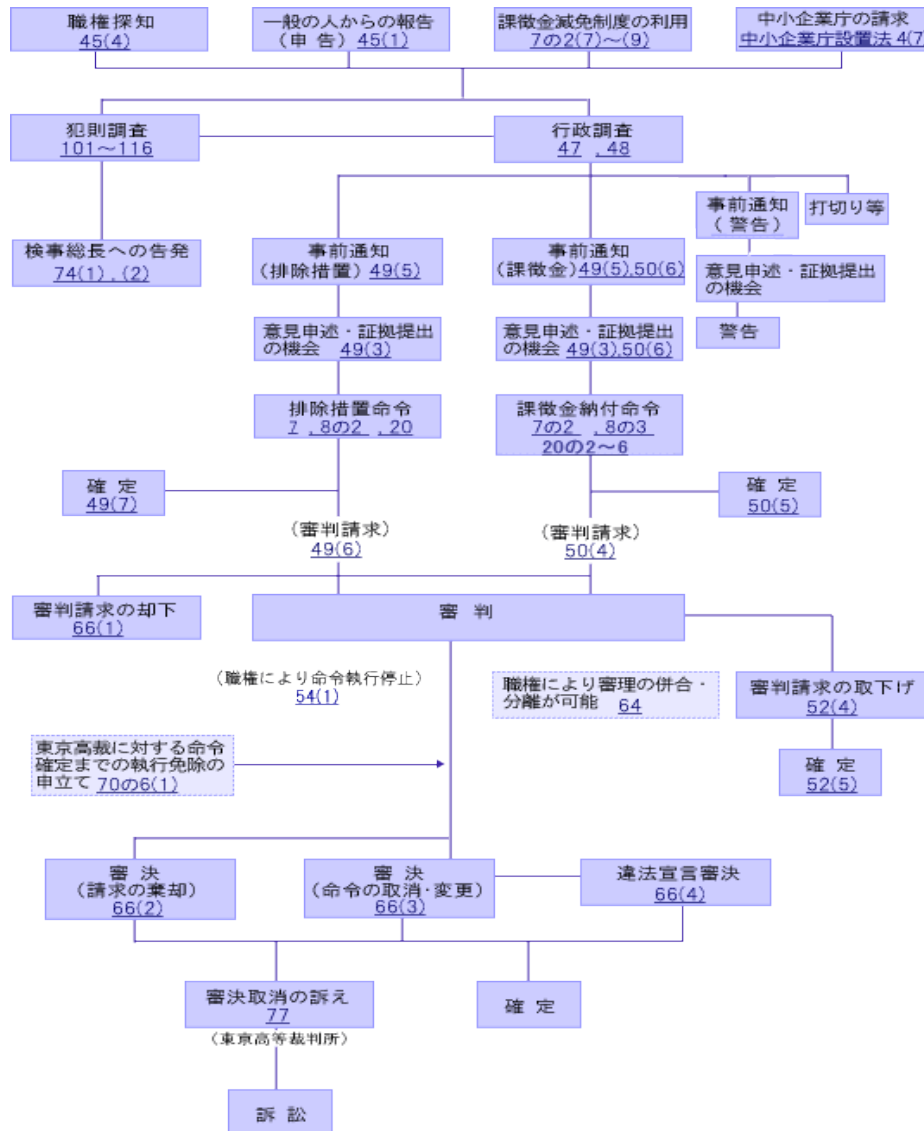
		公正取引委員会	電波監理審議会	公害等調整委員会	特許庁	国税不服審判所	中央労働委員会
		排除措置命令、課徴金納付命令の不服申立て	免許の取消し等の不服申立て	鉱物の採掘等に関する許認可の不服申立て	特許拒絶審査の不服申立て	国税に関する法律に基づく処分に対する不服申立て	不当労働行為の救済
	根拠法	独占禁止法	電波法	土地利用調整手続法	特許法	国税通則法	労働組合法
	原処分庁	公正取引委員会	総務大臣	経済産業大臣等/ 都道府県知事	審査官	税務署長/国税局長	都道府県労働委員会による救済命令
行政 審判	開始請求の主体	被処分者	被処分者	被処分者	被処分者	被処分者	使用者/労働者/ 労働組合
	審理担当官	委員会/審判官	審議会/審理官	裁定委員会	審判官	審判官	委員会
取消 訴訟	裁決者	公正取引委員会	大臣	裁定委員会	審判官	国税不服審判所長	委員会
	審級省略	あり	あり	あり	あり	なし	なし
	実質的証拠法則	あり	あり	あり	なし	なし	なし

○ 事前審査型

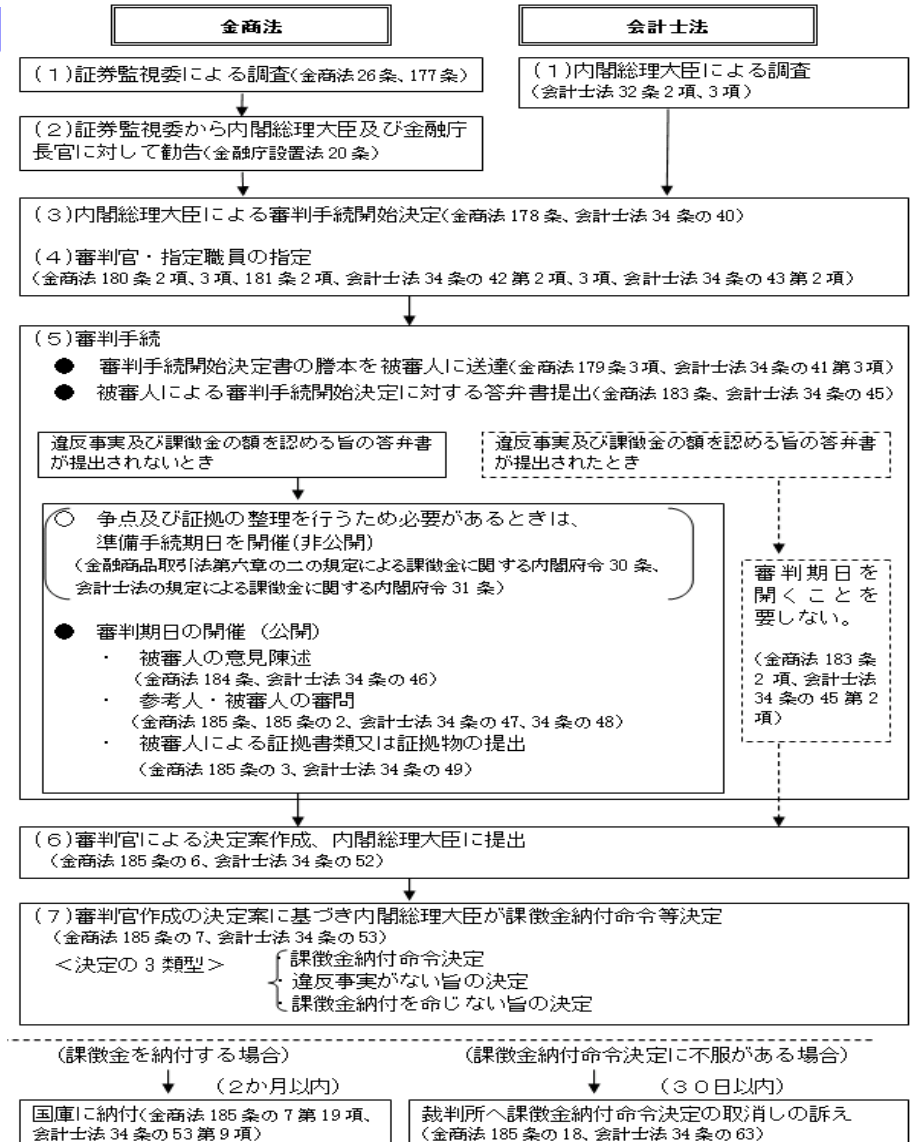
		金融庁		海難審判所
		課徴金納付命令の事前審査		海技士等への懲戒処分の事前審査
	根拠法	金融商品取引法	公認会計士法	海難審判法
	原処分庁			
行政 審判	開始請求の主体	内閣総理大臣		理事官
	審理担当官	審判官		審判官
取消 訴訟	裁決者	内閣総理大臣		審判官
	審級省略	なし		なし
	実質的証拠法則	なし		なし

主な審判手続の概要

・不服審査型の審査手続例(独占禁止法)



・事前審査型の審査手続例(金融商品取引法・公認会計士法)



主な審判手続の概要

(参考)各審判の趣旨・目的

○ 公正取引委員会

今回の改正により、審判手続は、公正取引委員会の職権により審判を開始する形式から、原処分不服のある者から審判請求があった場合には公正取引委員会は原則として審判手続を開始しなければならないことと改められ、既になされた命令に対する再審査という位置付けとなった。このため、審判手続では、原則として、審判請求の趣旨及び理由を中心として命令を出す際に行われた事実認定を再審査するとともに、被審人の反証を受けること等により処分時における命令の違法性等を判断し、原処分が適法・妥当であったならば請求を棄却(原処分の維持)し、違法・不当であったならば請求を認容(原処分の取消し又は変更)することとなる。

(諏訪園貞明編著『平成17年改正独占禁止法』(商事法務、2005年)34～35頁)

○ 金融庁

課徴金制度は、証券取引法に初めて導入する制度であることもあり、新しい制度の運用に慎重を期する観点から、処分前に慎重な手続を経ることとし、審判手続を経ることとしている。

(三井秀範編著『課徴金制度と民事賠償責任 条解証券取引法』(金融財政事情研究会、2005年)104頁)

○ 電波監理審議会

電波法の目的は電波の公正且つ能率的な利用を確保することによって公共の福祉を増進することであるが、電波法施行の責任者である郵政大臣に関する行政を行うに当って、国民の権利義務に直接影響する重大な問題については、単独で決定せずに、いわゆる有識者の意見を採り入れて決定することは、電波の公正且つ能率的な利用の確保に一層効果的であることは論をまたない。このような見地から、電波監理審議会という附属機関が、郵政省に置かれることになったものと思われる。

(川島隆雄・伊藤貞雄著『改正 解説電波法』(共立出版、1954年)285頁)

主な審判手続の概要

(参考)各審判の趣旨・目的

○ 公害等調整委員会

公害等調整委員会が所掌している不服の裁定制度は、現在、土地利用に係る14の法律に基づく一定の行政処分を対象としている。この制度は、鉱業、採石業又は砂利採取業と他産業又は一般公益とのいずれかの利益に係る行政処分に対する公害等調整委員会の裁定を通じて、鉱業等に係る土地利用に関し、「現実の利益衝突」が起きる前に、公益的な観点から、事前にいわば、行政的、政策的な総合調整を図ろうとする制度である。

したがって、違法な行政処分による個別の国民の権利利益の侵害から個別の国民を救済し、防護する一般の行政不服申立制度とは、その趣旨・目的を異にする制度であり、公害等調整委員会が行った裁定その他の処分については、行政不服申立に関する一般法である行政不服審査法の適用が排除されている。また、その処理手続面を見ても、第三者機関による合議体による手続であること、口頭審理、直接審理であること等の点において行政不服審査法における手続と大きく相違している。

(公害等調整委員会事務局編『公害等調整委員会30年史』(2002年)60頁)

○ 特許庁

特許審判は、特許庁長官からかなりの程度独立した行政委員会類似の機関たる審判官合議体が職権の行使の独立性を保障されるとともに準司法的手続によって行う審判作用である。

特許要件の実体審査の争訟につき、なぜこのような準司法的手続たる…「審判」制度がとられたのであろうか。準司法的手続構造をもつゆえんには、審決の政治的中立を確保し、適正な専門技術的な立場からの判断を維持するにある。その結果、この制度があることによって、裁判所の負担軽減となっている。法はさらに審判手続によって生成される審決の機能を重視し、審決を第一審の判決と同様視して、いわゆる一審省略の上、しかも専属管轄の制度をとって東京高等裁判所を審決等に対する訴えの第一審裁判所とした。…

特許審判はこのように公正を旨とする慎重な手続によって行われ、紛争解決を主たる目的とする行政争訟であり、準司法手続であるが、いうまでもなくそれだからといって、審判手続が行政手続でなくなるわけではない。

(中山信弘編著『注解特許法 下巻』(青林書院、2000年)1301頁)

主な審判手続の概要

(参考)各審判の趣旨・目的

○ 国税不服審判所

行政不服審査は、いわば司法救済の前審として、行政庁の知識と経験を活用せしめ、簡易な手続で、迅速に国民の権利利益の救済を図ることを主眼とし、あわせて行政の適正化に資することをねらいとするものである。

租税法の下においては、年々回帰的におびただしい数に上る納税者について法律関係が生ずる。これについての争いでは要件事実の認定に係るものが多い。そこで、簡易迅速を尊び、行政の自己統制機能等に特色を有する不服審査制度は、単に税務訴訟の前審としての意義を超えて、實際上納税者の権利救済に果す役割りはすこぶる大きい。

国税に関する不服申立ては、青色申告に係る更正等の場合を除き、まず処分をした行政庁に対する異議申立てをもってしなければならない。これを異議申立ての前置という。白色申告の場合にあつては、一般に帳簿書類の備付けがないか又はあつてもそれが不十分な場合が多い。したがって記録に基づいて正確に所得を計算することが困難となって、行政庁もやむを得ず推計によって更正決定をしなければならない場合がある。このように、白色申告の場合には、不服申立てがあつても、争点が整理されていないいわゆる見直し調査的な請求が多いといわれる。このような争いについては、まず原処分庁に不服を申し立てることとし、より簡易に、かつ、迅速に事件の処理を図るとともに、争点を整理して審査請求の手続の整備充実に資する必要がある。

(荒井勇代表編『国税通則法精解(第13版)』(大蔵財務協会、2010年)820頁、829頁)

○ 中央労働委員会

労働組合法は、…労働組合の正当な行為についての刑事上及び民事上の免責、労働協約の締結等の権利について規定するほか、労働組合の自由な結成及び活動に対する使用者の妨害や干渉を排除することにより、労働者の団結権の実現を擁護するため、不当労働行為審査制度を設けています。

すなわち、不当労働行為審査制度は、使用者による不当労働行為が行われた場合に、労働委員会が、これを是正する救済命令等を発し、その迅速な救済を図ることにより、労働者の団結権等を擁護するとともに、長期的に安定した労使関係を維持、確保するための制度です。

(厚生労働省労政担当参事官室監修『改正 労働組合法の解説』(労働新聞社、2005年)15～16頁)

主な審判手続の概要

(参考)各審判の趣旨・目的

○ 海難審判所

今般、航空・鉄道事故調査委員会と海難審判庁を改組し、運輸安全委員会及び海難審判所を設置することとしており、これにより、海難の再発防止に係る原因究明については運輸安全委員会における調査に委ねられます。一方で、海難に係る船員等の行為を認定し、懲戒の量定を定めることが容易ではないことから、なお、裁判類似の慎重な手続が必要とされています。このため、国土交通省に特別の機関として「海難審判所」を設置し引き続き、従来の海難審判と同様に理事官による調査・申立てと、対審形式による審判により、船員の故意過失を明らかにし、懲戒を行うこととしています。

(漆谷伸介『海難審判庁の組織再編について』(NAVIGATION第169号(2008年)27頁)

およそ、行政には迅速性が要求されるのであるが、海難審判があえて行政の迅速性を犠牲にして審判方式を採用したのは、海難事故の偶発性、海象気象の自然力の影響、運航、機関技術の専門性、物的証拠集取の困難性等事故原因の究明が困難であるので、審判によって事故原因の究明を慎重に行って審判のもつ社会的信頼性を優先させたものといわれている。

(今西保彦『海難審判の実務』(成山堂書店、1977年)4頁)